

神戸市総合基本計画審議会関係例規等について

1. 神戸市総合基本計画審議会規則

昭和 49 年 7 月 4 日
規則第 76 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和 31 年 11 月条例第 36 号)第 2 条の規定に基づき、神戸市総合基本計画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(答申)

第 2 条 審議会は、神戸市総合基本計画案に対する審議会の最終意見を市長に答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、市長の定める数の委員で組織する。

2 審議会は、その定めるところにより、次に掲げる組織を置くことができる。

(1) 基本構想について検討する小委員会

(2) 総合基本計画を検討する部会

3 小委員会及び部会に属すべき委員は、審議会の委員のうちから、審議会の会長が指名する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 民間各種団体の代表者等

(3) 神戸市市会議員

2 前項に規定する委員が、委嘱された時点における職又は地位を変更し、又は辞任したときは、市長は、市長が定める選考基準に照らし、当該委員の資格の有無を決定する。

3 委員の任期は、市長が定める。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長 1 名及び副会長 1 名を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長の指名により定める。

4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

5 会長に事故があるときは、副会長がその職務に当たる。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 小委員会に、委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。

2 委員長及び副委員長は、会長の指名により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務に当たる。

(部会長及び副部会長)

第 7 条 部会に、それぞれ部会長 1 名及び副部会長 1 名を置く。

2 部会長及び副部会長は、会長の指名により定める。

3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

4 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務に当たる。

(会議)

第 8 条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 議事は、出席委員の過半数でこれに決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長が必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を徴することができる。

(準用)

第 9 条 前条の規定は、小委員会及び部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会

長」とあるのはそれぞれ「委員長」又は「部会長」と読み替えるものとする。

(公開等)

第 10 条 審議会は、公開とする。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、この限りではない。

2 審議会の公開に関し必要な事項は、市長が定める。

(参与)

第 11 条 審議会に重要な会務につき専門的立場に基づいた意見を述べさせるため必要があるときは、若干の参与を置くことができる。

2 参与は、関係行政機関の職員その他適当であると認められる者のうちから、市長が委嘱する。

3 参与の任期は、市長が定める。

(幹事)

第 12 条 審議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、神戸市の部局長のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、審議会において、それぞれの専門的立場から説明に当たることにより委員を助ける。

(幹事補佐)

第 13 条 審議会に幹事補佐若干名を置く。

2 幹事補佐は、神戸市職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事補佐は、幹事を補佐し、及び審議会の所掌事務について、委員を助ける。

(庶務)

第 14 条 審議会の庶務は、企画調整局において処理する。

(施行細目の委任)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他必要な事項は、会長が定める。

(参考) 執行機関の附属機関に関する条例

昭和 31 年 11 月 1 日

条例第 36 号

(設置)

第 1 条 法律又は条例に別の定めがあるものを除くほか、本市の執行機関の附属機関として別表に掲げるものを置く。

(施行細目の委任)

第 2 条 前条に規定する附属機関の組織及び運営その他附属機関に関し必要な事項は、附属機関の属する執行機関が定める。

別表(第 1 条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
市長	神戸市総合基本計画審議会	神戸市総合基本計画策定についての審議に関する事務

2. 神戸市総合基本計画審議会傍聴要綱

平成5年6月2日
市長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市総合基本計画審議会規則（昭和49年7月規則第76号）第10条第2項の規定に基づき、神戸市総合基本計画審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手続き)

第3条 審議会を傍聴しようとする者は、傍聴章又は傍聴証の交付を受け、着用しなければならない。

2 傍聴章の交付を受けた者は、一般席で傍聴することができる。

3 傍聴証の交付を受けた者は、記者席で傍聴することができる。

(傍聴章等の交付)

第4条 傍聴章、審議会開会の当日、所定の時間及び場所で先着順に、傍聴整理簿に住所、氏名及び年齢を記入することにより交付する。

2 傍聴証は、報道関係者で会長が必要であると認めたものに交付する。

(通用期間)

第5条 傍聴章は、交付当日に限り通用する。

2 傍聴証は、指定期間内に限り通用する。

(傍聴章の交付を受けて審議会を傍聴する者の定員)

第6条 傍聴章の交付を受けて審議会を傍聴する者の定員は、次の各号に掲げる会議の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 総会 30人

(2) その他の会議 15人

(傍聴章等の返還)

第7条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは返還しなければならない。

2 傍聴証の交付を受けた者は、指定期間を経過し、又は会長が返還を求めたときは返還しなければならない。

(傍聴に入ることができない者)

第8条 次の各号のいずれに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他の危険物を持っている者

(2) 酒気を帯びていると認める者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに類する物を持っている者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他これらに類する物を持っている者

(5) 全各号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、審議会の傍聴に当たって、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 審議会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他これらに類する行為をしないこと。

(3) 鉢巻き、腕章等をせず、その他示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、外とう、えり巻きその他これらに類する物を着用しないこと。ただし、病気その他正当な理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) 飲食をしないこと。

(6) みだりに席を離れ，又は不体裁な行為をしないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか，審議会の秩序を乱し，又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第10条 傍聴人は，審議会において写真，映画等を撮影し，又は妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は，審議会を非公開とする議決があったときは，速やかに退場しなければならない。

(係員の支持)

第12条 傍聴人は，すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 傍聴人がこの要綱に違反したときは，会長は当該傍聴人を制止し，その命令に従わないときは，当該傍聴人を退場させることができる。

(準用)

第14条 第2条から前条までの規定は，委員会，部会の傍聴について準用する。この場合において，第4条第2項，第7条第2項，第9条，第10条及び前条中「会長」とあるのはそれぞれ「委員長」又は「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は，平成5年6月11日から施行する。